

令和3年4月秋田市議会臨時会提出予定案件		
件	名	説 明
	<b>「単行案」 2件</b>	
1	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号):令和3年3月31日公布、一部を除き令和3年4月1日施行	<p>○地方税法の一部改正(令和3年法律第7号)に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和3年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 宅地等に係る現行の負担調整措置を令和3年度から令和5年度までの固定資産税について引き続き適用することとした。</p> <p>2 令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する宅地等について前年度の課税標準額に据え置くこととした。</p> <p>3 軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する期間を9月延長した。</p> <p>4 その他規定を整備した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法: 地方自治法第179条第3項</p>

<p>2 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）：令和3年3月31日公布、令和3年4月1日施行</p> <p>・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）：令和3年3月31日公布、令和3年4月1日施行</p> <p style="text-align: center;"><b>「 予 算 案 」 1 件</b></p>	<p>○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）等の施行に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 令和3年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定資産税の課税免除の対象となる事業に情報サービス業等を加えた。</li> <li>2 固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得価額の合計額の要件を改め、その取得期限を令和6年3月31日まで延長した。</li> <li>3 その他規定を整備した。</li> </ol> <p>※専決処分した理由</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>3 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件</p>	<p>○資料別紙</p>